

# 建設水道常任委員会会議録

平成13年2月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小野 隆雄      ○中西 和夫      野呂 民平  
中川 靖広      萬里川美代子

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	清水 義則	建設課長補佐	今西 弘至
同課長補佐	九十九敬三	観光産業課長	杉本 正二
同課長補佐	吉村 三郎	都市整備課長	藤本 宗司
同課長補佐	清水 建也	同課長補佐	永井 克育
同課長補佐	藤川 岳志	同 係 長	猪川 恭弘
上下水道部長	辻 善次	上水道課長	御宮知 恒夫
同課長補佐	辻本 邦好	同 係 長	森本 治
下水道課長	清水 孝悦	下水道課長補佐	谷口 裕司

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開会宣言（午前9時00分）
委員長	始めに町長のあいさつをお受けいたします。
町 長	あいさつ
委員長	まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、中西委員、野呂委員のお二人を指名いたします。
委員長	本日の審査案件は、継続審査として、公共下水道事業に関する事 物についての審査の他、当委員会に属する事項についての報告等につ いても受けてまいります。
委員長	初めに、継続審査についてを審査することと致します。 公共下水道事業に関する事についてを議題といたします。理事者 の説明を求めます。
下水道課 長	前委員会後の進捗につきまして報告させていただきます。 まず、流域下水道事業の進捗についてであります。竜田川幹線管 渠第3号工事（稲葉車瀬基地内）につきましては、本掘進工が順調に 進んでおり、20%の進捗率でシールドマシン投入後100m前後と なっております。また、安堵町におきます中継ポンプ場築造工事につ きましても、昨年10月に本契約がされ現在、現場事務所や仮囲工も 完了し、仮設工の土留工事が50%の進捗で完成に向け順次工事が進 められているところであります。 なお、第1浄化センターから当町の稲葉車瀬の区間が全て工事発注 完了となっております。 次に、公共下水道の進捗についてであります。公共下水道事業目 安幹線築造工事につきましては、進捗率80%で現在、掘削工事に着 手しております。次に興留6丁目地内で行っております2工区ー2清

水組建設、2工区ー3青山組、2工区ー4中谷組につきましても、公共柵設置や舗装復旧等順調に進めており、本年2月末の工区内には竣工いたします。

また、実施測量設計委託（西里、三町地区）につきましても、1月30日に成果品納入済みとなっております。

なお、今後の執行予定といたしまして、12年度補正予算（12月議会議決済）による国庫補助事業につきましても、服部2丁目地内を1月25日に補助申請完了、3月26日に入札執行する予定でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

委員長 次に、3月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。はじめに斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。なお、各課報告事項の（6）斑鳩町観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則についても関連いたしますので一括して説明を求めます。

観光産業課長 （斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例、資料8により説明）

（斑鳩町観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則、資料7により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしておきたいことがござい

ますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）についての説明を求めます。

観光産業課長 まず、歳入の駐車場使用料についてであります。修学旅行の小グループか傾向が進行いたします中で、大型自動車の利用が減少し、また国内旅行におけますニーズの多様化により体験型レクリエーション施設等活動型の旅行嗜好の高まりなどから家族や友人単位による乗用車利用が減少傾向で推移しているところから、年度末を見込みまして既定の歳入歳出総額から397万円の減額補正をお願いする予定でございます。

また、歳出についてでございますが、公課費は平成11年度諸費税及び地方諸費税精算金の確定によりまして、30万円の減額をさせていただくものであります。また繰出金では駐車場使用料の減額に伴いまして、一般会計への繰出金337万円の減額、予備費では繰出金に充当いたしますために30万円の減額補正をお願いする予定でございます。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を求めます。

下水道課長 流域下水道事業市町村建設負担金の額が確定したことによりまして、歳出で町債及び一般会計繰入金、歳出で流域下水道事業の補正をお願い

いするものであります。

内容といたしまして、歳入で一般会計繰入金4,385万円減額、町債で4,700万円増額、歳入差し引き計315万円増額。歳出で流域下水道事業費の市町村負担金を315万円増額する予定でございます。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についての説明を求めます。

上水道課 資本的支出の浄水場整備事業費の減額補正であります。今年度第1浄水場内の配水管の地下埋設調査を完了し、平成12年、13年度で実施計画を行い予定をしております関係上、7,000万円の減額補正をお願いするものであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、町道認定についての説明を求めます。

九十九建 (資料1により説明)

設課長補 整理番号1番であります。本線は位置指定道路で道路所有者より地域の生活道路として寄附を受けたものであり、延長27.3mの道路認定をお願いするものであります。

整理番号2番であります。本線は5カ年計画道路として道路新設改良工事を行い、本年度工事が3月末完了の予定により257.3m

の道路認定をお願いするものであります。

整理番号3番であります。本線は5カ年計画道路として道路新設改良工事を行い、本年度工事が3月末に完了することにより、延長113mの道路認定をお願いするものであります。

整理番号4であります。本線は緊急経済対策事業費として道路新設改良工事を行い、本年度三代川に係る橋梁工事が3月末に完了することにより、延長87mの道路認定をお願いするものであります。

整理番号5であります。本線は開発道路で道路所有者より地域の生活道路として寄附を受けたことにより、延長64.7mの道路認定をお願いするものであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

万里川委員 整理番号3の件ですが、以前にも道路の歩道に関わってお願いしたことがあるのですが、ここに対してミリオンが今後なくなるであろうということを知っていますが、今の段階の中では買い物をされて、拡幅していただける部分に関して、その道路を車を気にされながら渡られて、本当に事故が起きるのではないかと心配している段階の中で、最小が4.2mということになりますと、車も通ってくる可能性があると思うのですが、車と人の安全対策の考え方も併せて聞かせていただきたいと思っておりますし、今後の25号の沿道の歩道拡幅に関わってどのような計画をされているのか聞かせていただきたいと思っております。

今西建設課長補佐 現在生活道路といたしまして、一応車道歩道と分離しておりませんが、国道横断については西和警察と横断歩道設置等について協議をいたしておりますが、まだ正式に回答をいただいております。おらない段階でございます。

万里川委員 この整備が終わった時点で、25号線の天理教と創価学会の間の歩

員 道拡幅という形で以前にもお願いしていたのですが、その見通しはど  
うなっていますか。中央公民館からバス停の所まできちっとした歩道  
がないと思うのですが。

都市建設 国道25号線の歩道整備、安全対策事業についてであります。以  
部長 前にも国道25号について歩道が非常に少ないということで、ご意見  
をいただいた中で、奈国の方に話をさせていただいて、要望もさせて  
いただいたわけでございます。奈国といたしましては、出来るところ  
についてはある程度延長のあるところについては検討してみましょ  
うということで、当然そうなってくると地元の地権者の協力が必要とな  
りますので、町も一緒に協力をして進んでいこうというお話をさせて  
いただく中で、そういう方向で国の方も考えて行きましょうというこ  
とで回答をいただいております。実際ここだけでなく、他の部  
分についても全体的に国道25号斑鳩地区にあたる部分について部  
分部分ではなく、全体的について検討してみようということもおっし  
ゃっていただいております。ただ全体的な計画については、すぐに実  
施されておりましたが、そういった中でどのような問題があるのかと  
いうことについて、今後も協議を続けていこうということでさせてい  
ただいております。

万里川委 全体的ということもおっしゃっておられますが、なかなか国道に関  
員 しては難しい部分があると思う。だからこそこういう町道の関わり  
の中で25号線、県道に関わる所に関して同時に出来るようにする方  
が、住民のいろんな道路を利用する不便もあるわけですが、その連動  
の中で広げていくということが、今後のいい方向性ではないかと思  
いますので、こういう町道、県道に関わって整備されるときにはそう  
いうことも踏まえて積極的に動いていただきたいというように希望いた  
します。

委員長 私からもお願いいたします。万里川委員のおっしゃるとおりだと思

います。町道整備に重ねてこういう国道、県道との交差点についてはいろいろ協議をしていただきたい。今の清水部長の答弁では、この部分については特別に話をされていないという解釈でいいと思うのですが、それでは町道整備というものについての意味が半減してしまうのではないかとそのように考えますので、この町道4030号線の整備のことについても、中央公民館からの歩道というのは今だったら案外可能なのではないかとそのように思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）の説明を求めます。

下水道課長 公共下水道事業目安幹線築造工事についての工事設計変更及び変更契約の締結を1月31日付で町長専決処分をお願いしたものであります。変更請負額は294万1,500円の増額であります。

変更理由として、現場における試掘調査により在来の擁壁が埋設法線場にあることがわかりまして、支障箇所の取り壊しを行うことと、地盤安定を図るため、薬液注入（地盤改良材）をしておりますが、現在地下水が多く、止水効果等の安全を図るため薬液注入量を追加するものでございます。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（ 質疑なし ）

委員長 この工事の工期はいつまでですか。

下水道課長 2月28日です。



委員長 契約金額の増額の変更を専決されたということで、工期については代わらないということですね。

委員長 以上これら予定議案については、3月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

委員長 続いて、各課報告事項の（1）平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を求めます。

九十九建設課長補佐 （建設課に係る一般会計補正予算について説明）

都市整備課長 （都市整備課に係る一般会計補正予算について説明）

観光産業課長 （観光産業課に係る一般会計補正予算について説明）

下水道課長 （下水道課に係る一般会計補正予算について説明）

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（2）町営住宅整備計画作成業務についての報告を求めます。

九十九建設課長補佐

公営住宅の整備については、各地方公共団体において、地域の公営住宅の実情に応じたストック活用の理念と目標の設定を行い、公営住宅ストックを総合的に活用するための計画として、「公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、これに基づき住宅整備事業を進めることとなっており、斑鳩町においても平成12年度において「斑鳩町ストック総合活用計画」の策定を進めているところであり、現段階における住宅の整備方針案につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

まず、1枚目の資料、「町営住宅 団地の現状及び建替え可能性の検討」についてであります。これは町内の未整備の町営住宅5団地のうち敷地面積の小さい高塚、正隆寺団地を除く3団地について、それぞれの団地の現況について整理し、現地での建替が可能かどうかの検討を加え、建替える場合の問題点をまとめて、今後どうあるべきかの方針を一覧表に取りまとめをしたものであります。

最初に、各団地の現状についてであります。五百井団地については、昭和29年度に15戸建設され、現在の管理戸数は13戸であります。次に、興留団地についてであります。昭和30年度に10戸建設され、現在の管理戸数は5戸であります。続いて興留東団地についてであります。昭和32年度に18戸建設され、現在の管理戸数は18戸であります。その他、団地の現状として、敷地面積、道路、排水、入居者の状況等について記載しております。

次に建築の条件について、用途地域、建ぺい率、容積率、高さ制限等の数値を記載しております。

続いて、現状での建替えについてであります。それぞれの団地において大きな問題点があります。まず、五百井団地は市街化調整区域にあることから、建設当初の15戸の住宅は建てられるものの、床面積については現状の1.5倍までとの制限を受け、居住面積の確保が難しいものと考えます。次に、興留団地についてであります。かかるがパークウェイ計画もあり、敷地が減少することが想定されます。

次に、興留東団地についてであります。団地の前面町道が狭いため、建替えに際しては、道路の整備が必要になるものと考えております。

続いて、開発による建替えについて検討いたしましたところ、五百井団地、興留東団地については、それぞれ18戸の住宅が建設可能となりますが、開発にあたっては、道路整備が条件であり、住宅建設費とは別途に道路部分の用地費及び工事費が必要になるものと考えます。また、興留団地につきましては、他の2団地と比較して敷地面積が小さいことから、建築可能戸数は12戸程度になるものと考えております。

今後の方針についてであります。五百井団地については、建築の制限が課される市街化調整区域であることから、そこへ町営住宅を建設していくことは難しいものと考えられます。次に、興留団地についてであります。建築可能戸数が12戸と少なく、住宅の管理面から、小規模の団地を分散させることは好ましくないものと考えております。次に、興留東団地についてであります。団地周辺道路が狭く、住宅も建て込んでいることから、道路用地の確保が難しいものと考えられます。以上の検討結果を踏まえ、いずれの団地についても他の建築条件の良い区域で新規の団地を建設し、そこへ統合する方向で検討すべきであるものと考えます。

つづきまして、2枚目の資料「町営住宅建替えに関する基本方針」についてであります。これは既存団地の整備の順位、新規住宅建設候補地等、今後住宅整備を進めるにあたっての町の基本方針を地図にあらわしたものであります。

既存団地の整備につきましては、年数を経過した団地から進めていくことが基本になるものと考え、未整備団地の中では五百井団地、正隆寺団地が一番古く、興留団地、興留東団地の順となります。正隆寺団地については木造ではなく、簡易耐火であることから、木造で老朽化の進んでいる興留団地を優先し、第1期については、五百井団地、興留団地を整備の対象とし、第2期で正隆寺団地と興留東団地を対象としていくことが妥当ではないかと考えております。

次に、新規住宅建設候補地についてであります。市街化区域内で土地の有効利用という点を配慮し、風致地区等、建築にあたっての上乗せ規制のかからない区域の中で、整備済みの路線または整備中の路線の近辺で、ある程度の規模の用地が確保できる可能性のある区域という条件で選定いたしました。

まず、第1期についてであります。住宅の老朽化が進んでいる現状からも早期に整備を進めていく必要もあり、ある程度の規模の用地確保が容易で、整備対象となる五百井、興留団地からあまり離れない地域で選定したところ、土地開発基金の所有地である第2浄水場跡地が建設用地として適切であると判断されるため、建設候補地としてあげております。

次に、第2期についてであります。整備の対象となる正隆寺、興留東団地の入居者に配慮し、既存の2団地の周辺地区で新規住宅建設用地を取得してまいりたいと考えております。

最後に、第3期についてであります。この段階では全戸新規入居者を対象とすることから、町内全域から入居申込があるものと想定され、町のほぼ中央部で、現在、いかるがパークウェイ及び法隆寺線の道路整備の進んでいる小吉田等周辺地域で新規住宅建設用地を取得してまいりたいと考えております。

なお、住宅整備戸数につきましては、ストック活用計画を策定する中で、以前に策定しております「斑鳩町町営住宅長期基本計画」の目標戸数150戸を基本としながら、今後の人口推移、住宅需要等について再度検討しながら、この計画の中で定めてまいりたいと考えております。

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

野呂委員 現有地の処分についてはどう考えているのか。

都市建設 建て替えした場合の現有地の処分ということですが、この土

部長 地については普通財産に移行いたしまして、財政課と検討しながら、住民の要望等もございますので、その中で今後検討してまいりたいと思います。今現在こういった利用方法があるのかという結論は出しておりません。

委員長 具体的な活用方法は考えておらないということですね。

中川委員 第2浄水場跡地新設の場合の戸数等具体的な計画は出来ていますか。

都市建設部長 今現在、敷地等それらについてお願いしておりますが、その中で建物についても検討いたしておりますが、現段階では4階建ての32戸を限度として検討しているところです。今後ご報告する中で協議させていただき、最終地元等の折衝もございますので、その中で解決していきたいと思っております。

委員長 第3期の候補地で、今の課長補佐の説明では法隆寺線及びパークウェイの沿線上ということですが、その沿線上のほとんどが調整区域なのですが、線引きも含めてそれらを検討していった中での話なのか、この円で描いている中で、パークウェイでしたら全て調整区域ですので、法隆寺線のところでだったらあまりにも用地が限定されてくるのですが、その辺のところはどう考えておられるのか。

都市建設部長 具体的にどうかということになりますと、まだ細かい資料に基づいての場所は持っておらない状況です。ただマスタープラン等におきまして、将来の新市街地区域ということが謳われておる中で、長期的なものを視野に入れながら今の段階では真ん中が最有力なのかなというように考えているところです。ただその中で、住民の応募者の方々の今現在住んでおられる地域状況の候補地については話し合いながら検討していただくてはならないと思いますが、長期的なことを考える中

では、ここは最適地かなと考えております。

委員長 次に、（３）歴史的地区環境整備街路事業についての報告を求めます。

都市整備課長 昨年６月の委員会において、現状及び問題点等といたしまして、この事業の要素の一つであった土塀で囲まれた家屋が解体されるということで、建設省（現在の国土通産省）・文化庁にいろいろ心配していただいているということで、町としてもこの事業の中で用地の協力を得て一部土塀の復元等検討している旨報告させていただき、土地所有者等と交渉を行ってまいりましたが、一部用地の協力が得られることになりまして、その概要も含めまして報告させていただきます。

先に申し上げましたように、この事業を進めるにあたりまして一つの要素とされていた整備予定道路沿いの土塀・建物が解体されまして、当該敷地も分割して売却される状況になりましたことから、建設省や文化庁から公有化を含め何とかできないかとの指摘もございまして、事業の目的を損なわないような対応について検討を行い、地域の方及び観光客にも魅力を感じていただけるものとして、土塀を一部復元し、地域の生活基盤施設整備としての公園を整備することで国との調整を行い、地方特定事業、またはまちづくり総合支援事業の採択を要望しているところであります。

本事業については、１３年度より一部工事に着手いたしたいと考えており、現在考えております整備イメージ等について説明させていただきます。

まず、事業全体の概要であります。資料４をご覧くださいと思います。路線といたしましては赤線の県道法隆寺線から藤ノ木古墳までの５２７ｍで道路幅員として、３．０ｍから６．２ｍとなっております。緑色部分で用地の協力を得て、土塀の復元を行い公園として整備を考えております。面積的には５７０㎡、約１７０坪程度でございます。事業期間は３カ年で１３年度は県道法隆寺線から富の里西側の

町道交差までの約180mを予定しております。

次に整備イメージであります。資料2枚目13年度に事業を予定している区間のイメージとして、道路の表面は元々地道の道路ということから土色に近い脱色アスファルト舗装とし、路肩部分は路線上に多く見られる石積みに合わせ自然石で整備を行いたいと考えております。また防護柵も木柵か擬木でと考えております。

次に土塀の復元及び公園整備についてであります。先ほど申し上げましたように、この事業の一つの要素であった土塀が取り壊されたことから、当該敷地の一部を取得し、土塀の復元と公園整備を行うものであります。整備イメージとしては、土塀を復元し、ベンチ・街灯・案内板を設置したいと考えております。この公園を整備するにあたりましては、塀で囲まれるということになりまして、できるだけ低い塀にいたしまして、それと北側に町道がございまして、北側の町道とこの整備計画路線とをつなぎまして、自動車・自転車等通り抜けができるようなことで考えております。また、電線の地中化及び下水道管の敷設も同時に行うことで現在協議を行っているところであります。

なお、この全体の整備がなされますと、この幅員が狭い状況もありまして、何らかの交通規制が必要ではないかというご意見をお伺いしているところでございまして、警察とも協議をいたしまして、その辺地元の方と十分調整を図りながら、行っていきたいと考えております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

野呂委員 この170坪の買収はもうやったのか。なぜ170坪の面積になったのか。

都市整備課長 現在買収は行っておりませんが、この面積で進めさせていただいております。ここの区画について分譲されるということがありまして、県と協議をする中で、予定路線沿いで2区画が売却の契約がなされていたということがございまして、どうしても契約をされているところ

については話をさせてもらえないというようなことがあって、残地の残っている部分を1区画お願いしていこうと、そして北側の敷地の真ん中で北側の町道と南側の町道を利用した形での計画をされていたわけですが、この計画路線だけでは土塀で囲まれた形になってしまって、どこからも見えないということもございまして、南側の町道をつなぐということの計画をさせていただきまして、行き来ができるように北側でも用地を願うと、そしてこういう形になったということもございまして。

野呂委員 この道路をよく通るわけですが、ふくれたところと非常に狭隘な所がありまして、特に西の方の3分の1位が狭隘ではないかと思う。この辺で車の待ちできるような場所を確保すればいいのではないかと思う。その辺西の方で拡幅できる余地があれば是非とも計画をしていただきたい。

もう1点は、これの財源について説明していただきたい。

総事業費はいくらかかるのか。

都市整備課長 道路の整備で3カ年で1億5千万円位かるのではないか。公園の部分で用地も含めて1億円程度かかるのではないか。この分に対しまして、緊急地方道路整備事業の中の補助金として、今調査ものについてもご努力いただいております。街路の部分についてはその補助を受けると、公園については別途地方特定なり、まちづくり総合新事業、この事業に充てていくということで県と調整をしております。緊急地方道路については2分の1の補助率です。まちづくり総合新事業では3分の1です。それがなければ地方特定ということで起債事業ということになります。

狭隘部分につきましては、先般も地元の役員さんといろいろ説明もさせてもらって意見を聞いてまいったわけですが、その中で委員ご指摘のように非常に狭隘な部分があると、朝夕相当交通量があるということで、地元としては何らかの規制も考えてほしいということで、一



方通行にしようとか、これも地元のご理解がなければどうすることもできない。ただ警察としては迂回路業平道がありますので、そこを利用できるのではないかということです。また、当該予定路線の北側に水路もあるわけですが、その水路部分について蓋をすることができないか、こういうご意見も伺っているところであります。水利組合に話を聞きますと、蓋は無理であろうということを伺っております。できるだけ改良できるところは改良していきたいということで、現在地元と調整を図っております。それで狭隘な部分で用地の協力が得られるということになれば、補助の対象になるかどうかは不明なところはあるわけですが、用地が得られて隅切りとかそういうものについて対応ができれば、単独事業になりますけれど、少しずつ調整しながらしていきたいと思っております。

萬里川委員

この道路は車が通っていただくということですか、歩くような形ではないのですか。こういう街並みというのは車を通させない、歩いていただくというのがあるのです。ただ困ることはこの沿道の住民の方の車の処理だと思っておりますので、私は反対に駐車場を近くに確保できれば、この方々の駐車場をここに置いていただいて歩いていただくとか、やはり一方通行という形ではなく、ここの道は歩いてのそういう街並みをつくっていただいていると思うので、あまり車は入らない方がいいと思う。そうなれば地元の対応はどう考えてくれるのかということになると思いますが、私はこういう街並みというのは車は通っていないと思うのですが、この辺は一方通行なりという考え方で行われるようになるのかどうか、計画はどうなっているのか。

都市整備課長

この事業そのものが萬里川委員おっしゃっているように歩行者なりが安全に歩けるように、また地域の方が安全に歩けるようにというのが一つの考え方になっていると思います。昔からの観光とか歴史的なそういう集落については道路も狭いと、そこに観光客が入ってくるといことで、地域の方も迷惑しているという状況があるわけですから。

うしたときに、今の現道をなかなか広げにくい、そうすれば何らかの規制をかけながらこの事業を進める。その規制をかけるについては地元の方のご理解がなければこの事業はできないわけですが、この事業に取り組むにあたって、地元の方と事前に協議をさせていただいて、ここは規制をかけて行くべき所ということで、東行きなり、西行きなりどちらか一方しか車が通りませんので、歩行者も安全に歩いていただける。また朝夕だけでも全面通行止めにするのかということも、一部の方に話をさせてもらっているわけですが、そうすることによって他の道路も影響が出てくると、その辺その方と協議しながら、この路線が安全に通れるように取り組んでいこうと調整を図っております。

萬里川委員 参考のために教えていただきたいのですが、この沿道に関わって車をお持ちになってこの道を必ず通らなくてはならない方は何軒ありますか。

都市整備課長 30から40軒位の沿道の方に直接説明をしていこうと調整をしております。その中で車を2台お持ちの方とかおられると思いますのでそれ以上の数になろうかと思えます。その方を規制することによって、その方に対して今の現状と違った形で車の流れを持っていきますので十分地元の方のご理解がなければなかなかうまくいかない、難しい面があるかと思えます。

萬里川委員 この方々の利用だけで、他の車を入らせないという方法はできませんか。

都市整備課長 今小学校前で朝7時半から9時まで通行規制されております。これは許可車ということで通行はできるようになっているところもあります。そういうことで許可車ということで毎年更新ということをお聞きしております。そういう不便を地元の方にかけることになるわけですが

ど、許可車対応ということも一つの案として考えております。

萬里川委員 観光客はもちろんですけれども、こういう私たちの住民の方が街並みを歩くことにおいて安心してゆっくりと街並みを見ながらという関わりをしていこうとするならば、車は排除すべきだと私は思っております。だからここに住んでおられる住民の方を優先しながらも、他からこれれる方にはどこかに車を置いていただけるような形で街並みを散策していただく方法を取っていただきたいことをお願いしておきます。

委員長 私の方から3点ほど聞かさせていただきます。

まずこの脱色アスファルト舗装というのと石積み側溝、これについて強度的にはどういうものなのか。また車を通るということはある程度考えておられるのでしたら、ここは交通量もあると思われるので、強度的にどんなものなのかお聞きしたい。

それと、この土塀について、町の土地でしたら景観ということでこういうものもできますが、民有地についてもそれらを協力していただけるような話を持って行かれるのか、あるいは全くそういうことはお願いできない立場なのか教えていただきたい。

それと、以前にも質問したのですが、この路線はなぜ法隆寺の方に直接に結ばれないのかということです。当時質問させていただいたときは参道西側の駐車場で車を降りてもらって、観光客をこの歴道に沿って藤ノ木へ誘導するというので、こういうコースを設定されたとお聞きしておりました。今度の条例改正で提出されておりますが、なぜ法隆寺から結んでいかないのか。この3点お願いします。

都市整備課長 1点目の脱色アスファルト舗装の強度的なことではありますが、今全体に石畳とか脱色アスファルト等いろいろ検討してきているわけですが、今龍田の本通りで使わせていただいている感じの舗装で仕上げていると考えておりました。強度的には変わらないであろうと思って

います。

それから買収させていただきました残りの所、民地になりますが、2軒先に売買契約をそれしておいたということで、復元するという事に当たって、全面の部分そこで買わしてもらって、そこに土塀を作っていこうかということも考えて進めたのですが、1軒の方について全面を町有地にすることについては今後の土地利用にあたっては制限を加えると、間口4mしかなくて全面町である。町の塀である。それでは後々制限が加わって土地利用が簡単に図れないという意見がございます。もう1軒の方は用地を協力してもいいというところもあったわけですが、何回も話をしていく中で、町が施工する方法に合わせた形でおじいさんが施工をしていこうと、あまり高額な金額になればついていただくのが難しいかなと思うのですが、時期的にもそれに合わせながらやらせてもらってもということで、公園の東側の方にはそういうご意見も伺っておりまして、もう1軒の方にも協力をお願い、まるっきり同じ状況にはならなくてもそれに合ったような形でお願いできないかという呼びかけをさせていただきたい、このように考えております。

それと、直接法隆寺の富の里の北側の道路に結べないのかという指摘ですが、この直線で結ぶことについて、これはお寺の土地になっているわけですが、その段階でお話させていただいた経緯はあるのですが、いろいろ門前の事業の中で協議をしております、この全体の解決を図る中で進めるというお寺さんの意向もございまして、今門前の整備事業についてもお寺さんと協議しているわけですが、その時点ではそういう協議の段階になっていなかったということもございまして、参道西駐車場の方に回して、そこから藤ノ木の方に行っていただくという計画をさせていただいたという経緯がございます。そこには駐車場もあったという状況もあるわけですが、この元の経緯については直線でつなぎたかったという状況はあったわけです。

委員長

その私有地が北側の道路を利用したら、今まででしたら南側の道路

はこの屋敷の敷地は全く空いていなかったし、この道路の北側、課長がおっしゃっていた水路、この敷地から南側の道路を利用しようとするればその水路は専用という方にもなってくるし、ある程度専用もあってしかるべきところですので、できればこういう土塀全体に施してもらえそうな働きかけをお願いしておきたいなと思います。

それと、3番目の質問なのですが、総務部長もおいでですので、この参道西駐車場が廃止された後のことも聞いておりますが、休憩所もあるようなことも聞いておりますし、それらの点でここへ引っ張っていくことも可能かなと思っておりますが、その点総務部長どうですか。

総務部長 跡地利用を考える中で、第2分団の詰め所移転ということで考えておるわけですが、その中でそういった関係につきましても出発点にふさわしい整備ということで担当課同士で精査していただいております。出発点にふさわしいということで、便所等の整備、また車をたくさん止められる、そういうことを踏まえながら全体計画を進めております。

委員長 都市整備課だけでなく、総合的にいろんな課と連携を保って行って、事業を進めていただきたいと思います。

野呂委員 今回の関連ですが、第2分団の建て替えという問題があるのであれば、その説明をしてもらわないといけない。具体的にどういう理由で現在の建物が具合悪いのか。現在計画している用地、今まで借りておったわけですが、それについて用地買収するのか、そういう問題が起こってくる。そういう問題について協議する必要があると思う。

委員長 あらかじめ聞かせていただきますということで進めておりました観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてということに関連するのですが、その跡地利用ということでどのように考えておられるのか、再度説明していただけますか。

総務部長 第2分団の関係でございますが、昭和47年に建物が建ちまして、相当老朽化してまいっております。そういった中で駐車場もない中で、兼ねてから関係者から整備について望まれていたわけです。しかしながら、適当な場所がございません。と言いますのも平成5年に法隆寺が世界文化遺産に指定を受けたということもありまして、あの地域で整備をしたいということで考えておったわけです。そういったことから、参道西駐車場につきましては駐車台数の減、さらに有効な活用ということから、地主さんの方にもお話申し上げましたら、引き続き貸してあげるということもありましたので、こういった計画をさせていただいたわけです。その関係の整備につきましては、先ほども申し上げましたような歴道の出発点でもありますので、それにふさわしいような、また門前にふさわしい景観にあった内容について整備していこうということで考えているところでございます。

野呂委員 私どもは年末に行くぐらいで実際の活用方法について、老朽化の方はそう大したことはないと思う。駐車場については、町営駐車場を使っていたのではないかと思うのですけれど、そういう面でどうなのかということ。やっぱり節約していくということを考えないといけないと思いますし、それと、もう一つは用地について借地にすると、私は公共施設についてはきちっと確保しておくということが原則であると思う。そうしないと後でいろいろと問題が起こってくる。基本的に買取すべきで、借地は避けるべきだと思う。今日借地といいますと、年間どれ位の金額を予定しているのか。少なくとも駐車場を持って、建物を建てるということになりますと、最低100坪近い土地はいるのではないかと思うのです。そうしますと、それを借地して毎年どれ位の金額がかかるのかという点も明確にしてほしいと思う。そうしますとそれを計算して得なのかどうかということも十分考えないといけない。その辺について詳しくわかっておれば聞かせていただきたい。

総務部長 今手元に詳しい資料が持ち合わせておりませんが、一つは定期借地権付住宅ということで50年間をベースに借地料を計算したいということの中でさせていただいています。契約の内容につきましても担当委員会にご相談申し上げながら、検討したもので契約をしていきたいと考えております。

野呂委員 坪数は具体的にいくらか。借地料もアウトラインで結構ですのでいくら位なのか。

委員長 暫時休憩します。（午前10時33分）

委員長 再開いたします。（午前10時45分）

総務部長 借地につきましては、従来は農地の一時転用という形をとらしていた中で、米の出来高に応じて借地料の計算をしてまいったところですが、今回は建物を建てるということで、正式に農地転用を図っていくということになります。面積につきましては389坪、1,287㎡であります。その全体を従来と同じように借りていくわけです。そうした中で平米あたりの額を1,815円と計算いたしまして、年間で210万1,770円になります。そういったことと今回宅地になりますと住宅課税がかかりますが、こういった場合になりますと、非住宅用地になりますので、その分が税金高くなります。その分の差額62万あまりを補填するわけございまして、合計併せますと270万あまりになります。それを平米あたりに直しますと、2,100円になります。そういった中で平米あたり2,100円でお貸ししようということになっております。

そうしたことで先ほど申し上げました本人の手取りにつきましては、700円の税がかかりますので1,400円が本人の手取りということになってまいります。これにつきまして50年の期間でお借りしようということですが、ただ社会変動等ございまして、10年間で

見直しをするという契約内容になってございます。

野呂委員 従来はどれ位で借りていたのか。

都市建設  
部長 約66万5,000円です。

野呂委員 第2分団の現在の敷地は20坪ないぐらいですね。一体分団の敷地というのは最低いくらあればいいのか。これは389坪、消防の一分団に対しての投資する額としては非常に源泉的にも大きすぎるというように思う。不必要だと、過剰設備ではないかという気がします。追手についてはコミュニティセンターということで一般の人も活用できて、非常に有効利用ができています。今の法隆寺前ということになりますと、便所をつくるぐらいか、あるいは公園敷に植え込みをするぐらいの形式になるのではないかと思うのですけれども、そういう必要があるのかどうか。ですから分団としてこれだけ広い土地をずっと定期借地権付で借りるということになりますと、今必要な部分と云ったら、分団で100坪もあれば足りるとすれば、いわゆる買うということになったら、金利がこれだけ安い中ですから大したことはないと思う。そういうことを考えると、前回建てた建物が昭和47年ですね。29年間経っているわけです。29年で老朽化して建て替えないといけないということを考えると借地権の50年間を持つような建物を建てるのかと、もちろんその間にメンテナンスというのが必要になってくるというように思うのです。ですからそういう計算をした場合、果たしてどうかと、面積的に言ってもそれだけの広大な土地を借地にすると、しかもそれが第2分団だけの活用だということになれば、町民の理解が得にくいのではないかという気がするのです。

助 役 先ほどの質問の中で消防の分団詰所がいくらぐらいの敷地が必要かという明確な基準はないと思います。ただその場所によっていろいろ施設を整備するという場合については大きく取らなければいけない



し、今回1, 300㎡の敷地で、同時に公衆便所を考えております。400坪の土地を借りるわけですからやはり敷地は大きいほど消防活動等がしやすいと、このように思います。ならば今現在屯所の状況を見ますと、全ての消防団員が車で来られますが、道に置いたりしています。そういうことを含めると、やはり余裕を持ったスペースを持って確保するのが望ましいのではないかと思います。ただ当然町は用地を取得する場合は買収するのが原則であると思います。実はそういう話もしていたわけですが、所有者がなかなか買収に応じてくれない、貸すなら貸しましょうと、こういうことでありました。

野呂委員 屯所というのは使用頻度にしたらそんなに多いことはないと思う。そういたしますと、龍田では大きい場所をとりましたが、興留の分団では60坪ぐらいではないか、それぐらいでいいわけでしょう。そういうことから考えると破格のやり方ではないかと思う。興留では車を止めることがないわけです。あそこの方がむしろそういう理屈で言うとならないわけです。法隆寺の門前でしたら道は広いし、車を止めることができる。そうすると今度興留が差ができたということで問題になるのではないか。そういう点ではバランスを考えて、今の現状では支障があるとは考えられないし、今駐車場として借り入れていたところを廃止しておいて、400坪近い用地を全て借りると、しかもそれが毎年270万円かかるということになる。

萬里川委員 これについて個人的に町長にお聞きしたのですが、やはり今野呂さんがおっしゃったように消防に関わって、もし次の30年、40年になったときの移転問題が出たときに、その利用価値が取得していることによってできるのではないかと言ったことがあるのです。その時に借りている方が特なんだということを町長がおっしゃったのです。私はそのところがよくわからない。借りた方が特なのか、買収した方が特なのか、そこが明確にわからない限り納得できない部分があるので教えていただけませんか。

町 長 当然計算していけば、たとえば50年借りた場合、年間270万円で1億3,500万円になります。これをあの場所で全てを買うとすれば、たとえば坪60万円で2億2,500万円ほど支払わなくてはならない。それから考えると特だということになるわけです。しかし、そういうことではなしに、あれだけ広い土地を買って無駄になるのではないかということが議論になるとと思いますが、ただ我々は屯所をできるだけ面積は実際貸してほしいのです。しかしその話が持てないわけです。たとえば100坪を分けてくださいと言っても所有者は応じてくれません。全て買いましょうと言っても応じてくれません。貸すのだったら貸しましょうとこういうことです。総務部長も話をしましたように法隆寺の側にやはり存続する意味がある。世界文化遺産である法隆寺を守るという意味からして、また一住民の財産を守るということからして、第2分団の詰所をあの場所が一番いいという判断を持っていますから、そうしたことであの土地に代えたということをご理解を願いたいということです。

野呂委員 考え方はいろいろあると思う。ですから私は返して、必要な面積だけ100坪位で60万円になってもしれているわけです。それだけでも十分だと思う。問題点が今まで十分に論議がされていないのではないかという気がするわけです。その問題が総務委員会で一定の論議がされているのかしれませんが、しかし今出たような説明の域は超えていないと思う。そうすると問題点が十分論議されたのかという点については疑問に思わざるを得ないと、そういう点について分団の用地としてはあまりにも破格すぎると、なぜそれだけの用地がいるのかということとは理解がいかないし、今売ってくれなかったらそれでおいておくべきだと思う。

助 役 我々としては第2分団から詰所を広いところへという要望がありました。そういう中であの場所への移転を検討したということをござい

ます。

委員長　この建設水道常任委員会では、条例の改正についての案として上がってくるわけなのですが、その跡地利用ということについてもいろいろ委員会も検討していただきたい。これについては実際上程されてから条例改正についてもいろいろ議論が出てくると思っていますので、総務常任委員会での流れは委員長報告等で聞かせていただいて、私の方としては対応したいということで、今日のところは終わっておきたいと思いますがどうですか。

野呂委員　要望だけを申し上げておきますと、建設委員会で出た論議をきちんと総務委員会で問題点として伝えてもらいたいと思う。

委員長　委員長からもそれはお願いしたいと思います。それと借地であっても財産管理ということで、今後389坪をどのように管理されるのかは、私自身疑問を持っている。先ほどから話をお聞きすれば、詰所もあるし、歴道に関連した休憩所、トイレとかも考えておられるような感じですが、そちらの方の場所については都市整備課になると思いますが、よろしく願いしておきます。

委員長　次に、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則の一部を改正する規則についての報告を求めます。

都市整備課長　斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則について及び、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

改正要旨及び新旧対照表等資料ご配布させていただいておりますが、当改正につきましては、昨年末委員会において町の附属機関の委

員の選出基準の見直しについて、条例に基づく審査会の委員について町の附属機関であることから町職員を除くことについて報告をさせていただきました。その段階においてご理解をいただいたところですが、両条例施行規則を改正いたしまして、町職員を削除し、学識経験者を1名増やす改正となっております。両審査会とも改正後につきましては議会から2名以内、学識経験者3名以内の5名以内をもって構成するということになってきます。施行につきましては、平成13年4月1日の予定でございます。

委員長 報告のあったことについて質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、斑鳩町観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則については先程の説明のとおりであります。

以上、これら各課所管に関する事項についても説明、報告を受け了承したということで終わります。

次に、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

野呂委員 1つは三代川の改修について、どのようになっているのか。新年度に計画を出されるようなことになっているのか、その後の経過を聞きたい。

もう1つは神南のガス管と水道管。建設省との交渉をやっているという回答でした。この経過はどのようになっているのか。

都市建設部長 三代川の改修についての進捗状況であります。これにつきましては河川との明示、民衆の明示等が終了いたしましたので、今年に入りましてその資料をもって計画の説明会をさせていただきました。対象は阪井パイプから安堵町へ行く道があるのですが、そこから北側に住ん

でおられる方を対象に説明会をしました。そしてその地権者と借地の方もおられますので、上下同じ方、そして借地の場合は区画を持っておられる方も一緒に来ていただきまして、それぞれどれだけの面積がかかるかということで説明会を町長の出席のもと県の方で実施いたしました。そして、資料等をお渡しする中で、その場でいろいろご意見を伺ったわけですが、すぐにご返事をできない方もおられますので、後日それぞれのご意見を聞きにまわりますということで終えております。

その中でおっしゃってございましたのは、改修の計画をする中で東側について管理堤防が設置されるわけですが、これがまず県の方でも申されましたのは3 m、4 mという2つの案がございまして、4 mにするということについては、建築基準法の関係もございまして、家の建て替え等がでると、また町道認定するという前提のもとで今まで管理堤防というのは3 mが最大であった。ところが昨年一部法改正もあったようで4 mまでなら河川堤防としても県の方で施工できるということでありました。

今後、県と一緒にご指摘いただいた方々に意見を聞いてまわる予定をしております。

それと安堵の町道から阿波地区ということで阿波地区の役員さんに再度立ち退きがありまして、同じ計画の説明をさせていただいた。地区を2つに分けて説明会をさせていただいた。

今後の県の方でございしますが、住民の方々に計画案を示させていただいた中で、この管理道路を4 mにするか、3 mにするかという方向で説明の中でその意見を聞く中で、決定された時点で面積が確定しますので、家屋調査の方に用地買収の交渉に入っていきたいということになっております。まずその管理道路を県の方では4 mが好ましいということでございましたので、その方向で意見調整が図っていただけたらと思いますけれども、まず日程を調整してまいりたいと考えております。

上水道課長 神南、昭和団地の件についてでございますが、前回の委員会でも協議してきたわけですが、ガス会社については町道部分ということで、共同溝については金額的にもついていけないということを聞いているわけでございますが、建設省の方も道路形態をしていかなければ水道としても対応できないという段階でございまして、その後は進んでおられないという状況です。

野呂委員 三代川ですが、住民に2地区に分けて説明会を行なったと。東側の管理堤防という点だけが問題であるような印象を受けたのですが、住民要望がどういふものかももう少し詳しく説明をしていただければありがたい。現況では河川上を占拠しなければ住居としてなりたないというような側面もあるわけですね。それと東側の堤防については、河川があつたら堤防敷というものがあるということは常識ですね。そう考えると東側の堤防敷上に家が建てられているということですね。今境界明示がされたと言いましたね。そうしたら東側の堤防の私有地との境界明示はされたのか。家の中ですから、こんなことができたのかどうか。具体的にできたのかどうか。

堤防敷というものがあるとすれば、一体何mなのか。管理道路というけれども3m、4mと、今は法律が変わって4mになったということですが、やはり堤防敷の幅を明確にしないと、3mにできるか4mにできるかというようなことですね。例えば堤防敷が2mぐらいしかなかったらあとについては民間の土地を買わないといけない。そういう点から考えて、まずは計画をはっきりさせると、そしてなおかつ管理道路を4mとしてご協力いただきたいということになれば、さらに家を削ってあと2m分けてくださいという話もしないといけない。そうなってくると、それらに対しての補償ということになりますと難しい問題がありますけれども、しかしそれをクリアしないことには河川改修ができないということは明白なわけですから、その辺で東側堤防の境界明示というのがどういう形でやられているのか、住民も納得しているのかということを知りたい。

もう1つは境界明示がされたので、設計がされていると思うのですが、もしされているのであればどのような河川形態として改修されるのかということも現時点で図面があれば、出していただきたい。

神南について、これは今の報告を聞いてびっくりしました。ぜんぜん努力方がされていないのではないか。いかにも急を要するという当初の報告だったわけです。しかしいろいろ矛盾があったというわけですね。ガス会社にしても共同溝についていけないという、共同溝にするということはガス会社に対して、どういう共同溝にして建設費がいくらかかって、いくら負担を負ってもらわないといけないかという提示をしたのかということ。だから高すぎて応じられないと言っているのか、ガス会社としてはいくらまでなら応じられるのか、その辺を明確にする必要があると思う。

もう1つは建設省との境界明示ができてないということは何故か。これができない限り進めないわけでしょう。そしたらそれを早急にしないといけない。現時点で境界明示が難しいということになれば、残りは民有地に入れるしかないわけです。境界明示ができなくても共同溝の部分について、現在の家が建っている敷地としている所の南側で共同溝の設置を認めましょうと建設省が言ってくれるならいいが、なかなかそうはなっていないということから、今の状況になっていると思う。だから何をしなくてはならないのか、どういうところを解決しないといけないか、どこにポイントがあるのかという点が不明確になっている。だから皆さんが努力する術が的外れになっていると思う。地域住民はそれに対して心配していると思う。あれだけガス会社から直接被害を被るかもわかりませんということを言われているわけですから。そういうことからもし事故が起これば、こちらにも責任はあると思う。そういう点からもう少し問題点を整理してもらわないといけない。努力をどういう点でするのかと、ぎりぎり解決できなかつたら方向転換をするなら方向転換をどうするのかと、民有地に入れさせてもらうということにするのか、ということも含めてはっきりしないといけない。

都市建設  
部長

三代川についてでございます。まず三代川と民民の境界ということについては、それぞれ関係者、地権者の方に出ていただきまして立会いは終わっております。

そして東側に住居があるわけですが、これについて敷地の立会い、民民の立会いをJR踏切から下と上と合わせまして全部、2人ほどは未確定ですが、それ以外は全部立会いが終わって、杭も打って面積も全部出ております。この資料を持って説明会をさせていただいたわけです。日にちは1回目が駅前地区ということで1月28日、次に2月3日に新家地区の役員さんだけでございますが説明会を実施させていただきました。

明示ということについては数人残す中で終わっております。現況が約2mの河川幅でございますので、そこから約6mになりますので、河川のみでまず4mが東側にはいるということでございます。そこから管理堤防が4mとりますと、今の町道から川で4m、管理道路で4mですので8m東側に買収をしているという形になります。東側に隣接されている家屋についてはほとんどが立ち退きということになると思います。3mになりましてもほぼ同じ状況になると思います。

説明会でもっと意見があったのではということですが、特に管理道路について言われていたのと、我々はどこへ移転したらいいのかという話もございました。

まず管理道路の道幅を決定しないと、買収面積が確定されない状況でございますので、管理道路を決定するということについて、住民のご指摘いただいた方々の意見を聞く中で決定をしていきたい。今後できるならば、住民の代表の方、役員さんという形になるのかわかりませせんが、そういう方々と今後の進め方について協議できたら一番ベターかと県の方でもおっしゃっております。

まだ今そういう段階ですので、そういう趣旨も住民の方にはわかりませんし、計画も決定されておられませんので、説明会に平均的な断面図というのは提出されております。河川改良計画図面というのは断面



図だけで管理道路等決まっていな中で作成されていない状況でございます。

野呂委員 次の委員会では地元説明会で出した資料を出していただきたいという事を申し上げておきます。

今の説明でわからなかったのは、川の幅が4 mと、堤防が4 mで地元との境界明示ができたということですか。

都市建設 境界明示は河川と民地との南北の境界の立会いは終えております。部長 それ以外の買収する面積についての幅はまだきまっておりません。現状の土地の敷地の立会いは全部終えておりますので、3 mになっても4 mになっても全体の面積は算出しておりますので、すぐに買収面積が出てくるという形になっています。

野呂委員 理解がいかないのは、三代川を下から来ると堤防というのは両方にあるわけでしょう。そうすると、今の説明であつたらあの部分については河川との境界、即民地というような説明に聞こえたが、そういうことはあり得ないと思う。あの部分をさらにさかのぼって第一地所の東側を見てもらっても、河川には両方に堤防がある。あの辺は道路敷になっていますから、道幅が狭かったので堤防をつぶして供用したという形になっていると思うのですが。そういうことを考えると、国有地というものは、堤防の上下まで国有地でしょ、その辺を聞いているわけです。全くずれているわけです。

私は東側に堤防ののり敷きがあるはずやと、堤防ののり敷きというのは買わなくていいということでしょ、それがはっきりしているのかと、そこと民有地の境界をまず明確にする必要がある。それで管理堤防が足りないということになれば民有地をどけていただかないといけないという話になるのではないのかというのが私の疑問なのです。きちっとそういうことを地元住民に対して言っているのか、言っていないのかということがまず問題になってくる。今はそういうことをごまか

して河川そのものと、即民有地という観点で交渉をしているのではないかという気がするわけです。そういった点についてはきちっと調べて、図面でも残っているのかということになってくる。その辺は一体どうなっているのか。堤防敷きがないということは想像できないのですが。

委員長 暫時休憩します。（午前11時35分）

委員長 再開いたします。（午前11時37分）

九十九建設課長補佐 河川明示の関係につきまして、下流側から進めてきたわけですが、J Rから北側につきましては以前から河川明示が確定している状況がございました。それに基づいて下流側に向って、J Rから新家地区、町道までの区間につきましては現況構造物の関係、また昔軽便鉄道が通っていた状況等踏まえながら、現況構造物がある中でJ Rの踏み切りから下流側に向っては現況を確認していただいて了承していただいている状況でございます。新家地区につきましては、県がすでに一部買収されている。町道と谷川さんの家の間に河川が広がった一部には町有地があり、隣接者の立会についても了承をいただいている状況になっております。

委員長 ということは、既明示との関係で構造物で立会いが合意できていると、それで野呂委員が先程言われている堤防敷の部分、水が流れている所からさらに東側への境界、そういう話にはなっていないと理解してよろしいですか。

九十九建設課長補佐 上流側は一部改修されているという状況の中で、東側については堤防部分がだいぶ広がっていると思います。J Rから上流80mほどから下流についてはすでに河川明示が確定している状況です。J Rから下流側については一部確定しているところもあります。河川の構造

物等により民官の境界を立会により確認しております。

野呂委員 例えば国有地を取り込まれているということになったらどのようになるのか、悪く言えば不法占拠ですね、それが長期的にされたから難しいと、そういう判断で境界協議しているわけでしょう。

委員長 暫時休憩します。（午前11時41分）

委員長 再開いたします。（午前11時49分）

野呂委員 私が言いたいのは、河川があれば両方に堤防があると、三代川についても下流で見ればよくわかるし、上流を見ても今は団地として埋立ててありますけれども、それは堤防が低かったから埋立てたということが容易に推察できるわけですから、あの部分につきましても両側に堤防があったのだと、ですから法尻までが国有地ということが言えると思うわけです。ですがその点について、長い間占拠される中で現在のような状況になったということからして、今の時点では地元の人々の立会いのもとで境界明示をしたということでもありますから。ただし川というものは基本的な構造を持っているということについては、用地買収の上でも、ある程度理解をしてもらいたいと思う。

委員長 このような意見が野呂委員からあったということでもよろしく願いいたします。

上水道課長 昭和団地の件でございますが、明示ということで、建設省の方へ協議に行く中で道路形態を明確にして、その中で水道管等についても協議していただけると、ただ水道管だけでなだめですよということです。

野呂委員 そうすれば、責任はこっちにあるわけですね。図面が当委員会に出していないということを考えたら、道路形態を明確にしてくれと言って

いるわけでしょう。堤防敷についてあそこの北側、家に面した部分について町道として供用しましょうと言っているわけでしょう。そしてその道路形態を町はちゃんと計画してくれないと困ると、でない共同溝については検討できないと、こういうことでしょう。ですから水道部と建設課と協議して町道として何m幅とるのか、そして町道として管理させてもらいますと、そしてその一部については共同溝を埋めますので貸してくださいと、こういうことで相手方が要求しているわけです。要求していることを資料をそろえないで交渉しようと思ってもできないわけですね。こちらの計画を明確にして図面を作って交渉して、それでもダメなら残された道は民有地にということしかないので、整理するところは早く整理して契約をするところは早く契約をして、堤防敷きの幅はわかってあるのだから、幅をいくらとるといだけの話なのですから、なぜこうもたもたするのかと思う。

委員長

野呂委員は以前の委員会でも予算的なことまで考慮して意見を言っていたと思います。それについて都市建設部も協力してもらって、ぜひ進めていってほしいと思います。

またその中で、いろんな隘路があるんだったらこの委員会でも相談していただければ、できるだけ協力させていただきたいと思います。

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもって全て終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役のあいさつをお受けいたします。

助役

あいさつ

委員長

閉会宣言（午前11時56分）